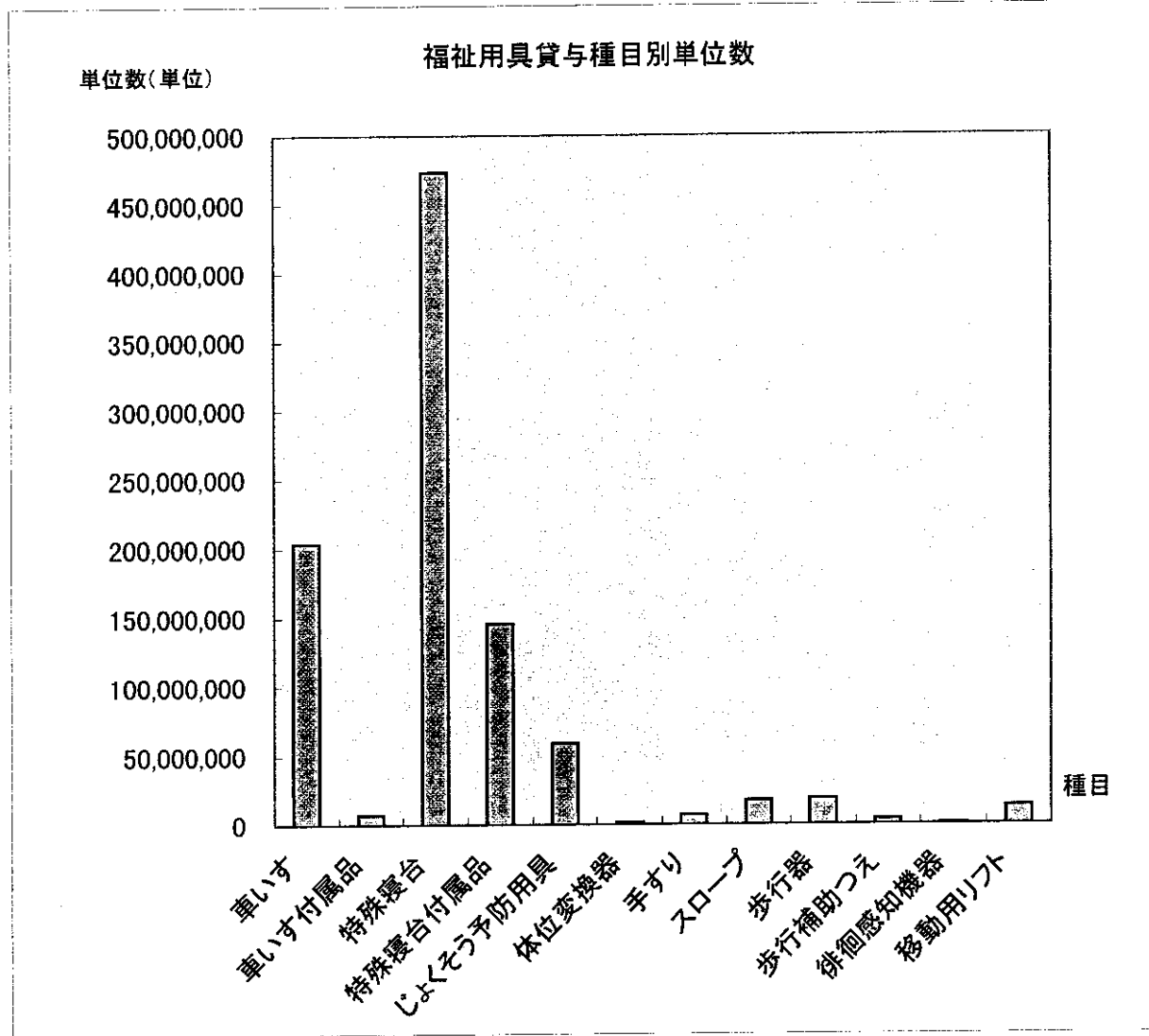


福祉用具貸与種目別単位数(特別地域加算を除く)  
[平成14年11月給付分]

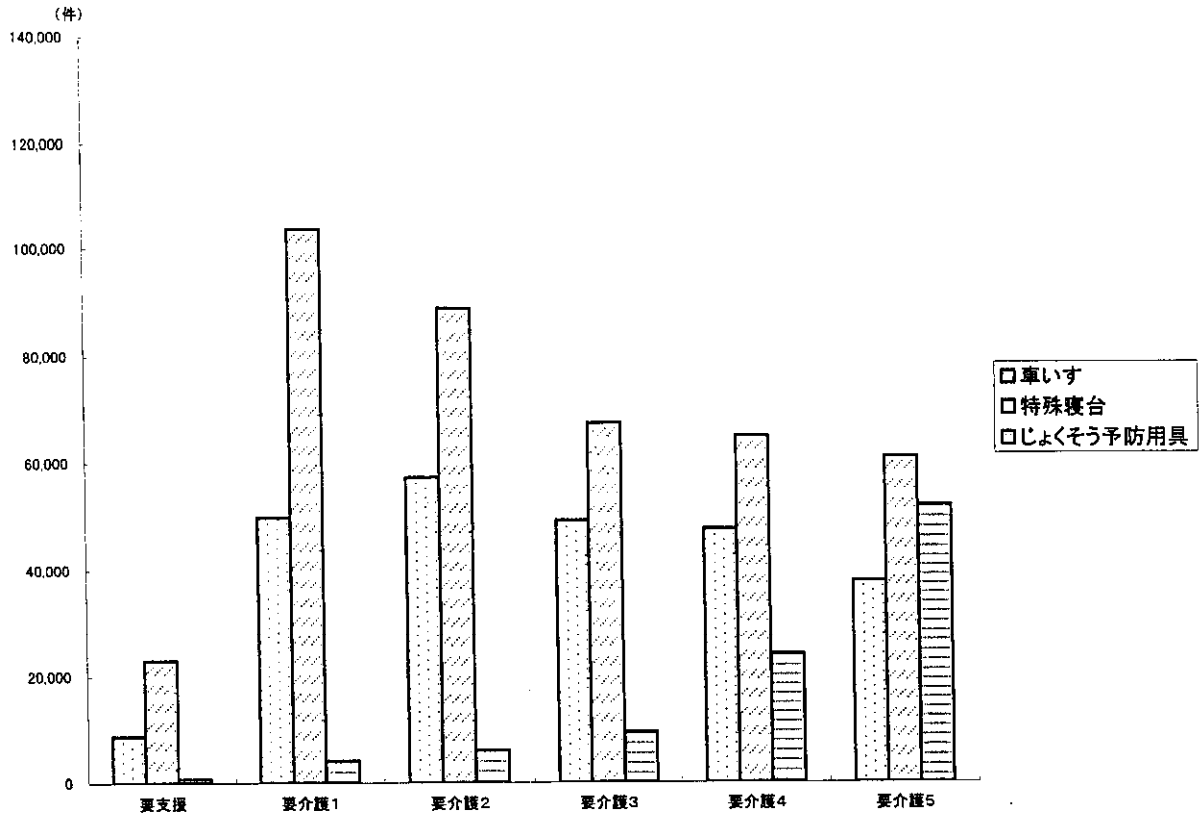
種目	単位数(単位)	構成比(%)
車いす	203,589,933	21.38%
車いす付属品	7,184,827	0.75%
特殊寝台	473,555,855	49.74%
特殊寝台付属品	145,506,072	15.28%
じょくそう予防用具	59,186,993	6.22%
体位変換器	1,694,442	0.18%
手すり	6,993,184	0.73%
スロープ	17,670,112	1.86%
歩行器	18,907,528	1.99%
歩行補助つえ	3,744,539	0.39%
徘徊感知機器	702,738	0.07%
移動用リフト	13,396,394	1.41%
合計	952,132,617	100.00%



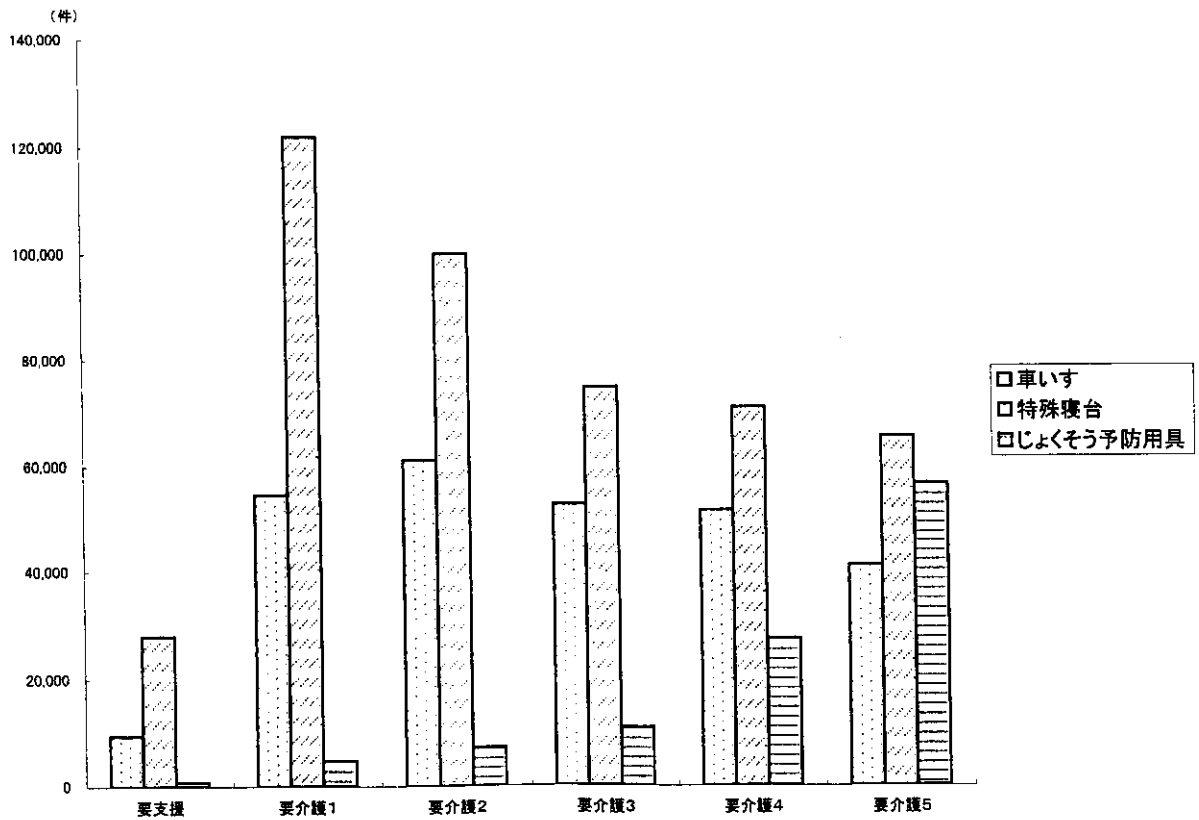
出典: 介護給付費実態調査

# 要介護度別にみた福祉用具貸与種目別利用件数

平成14年10月



平成15年4月



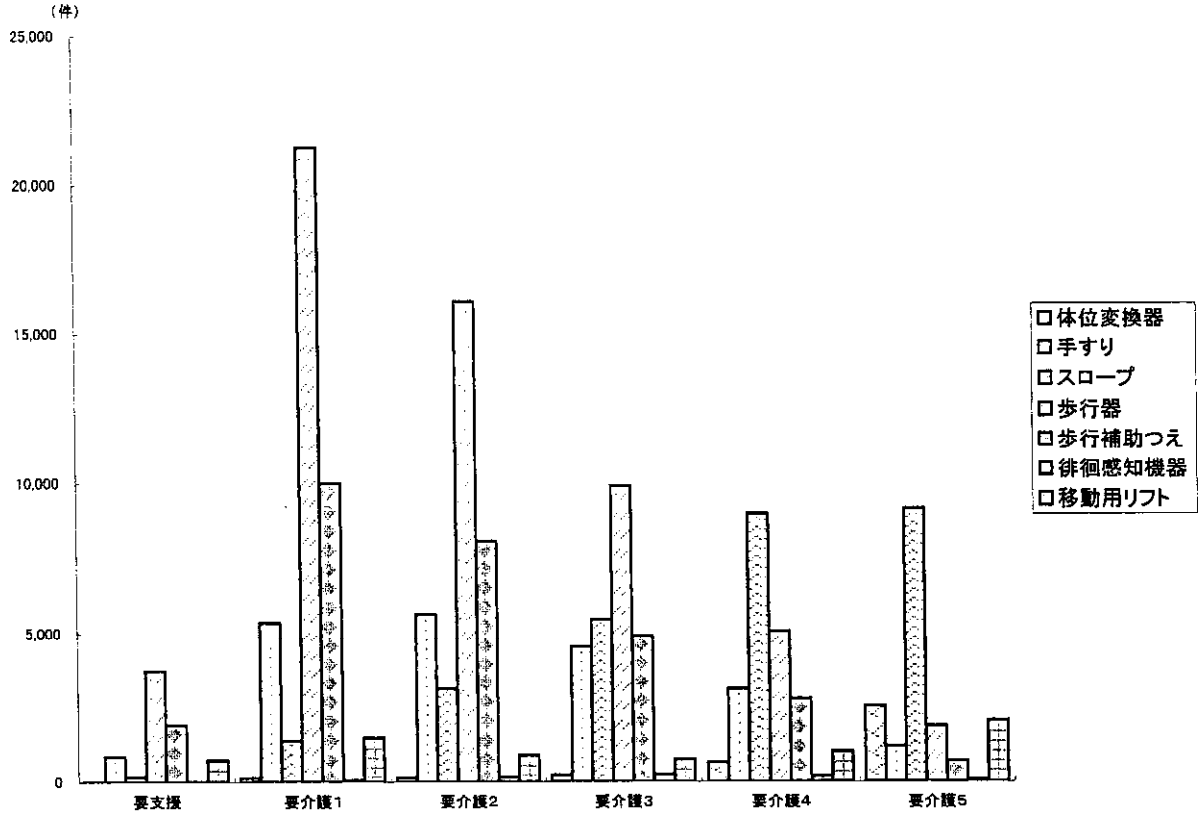
注) 同一種目に分類される用具を複数利用した場合には、それぞれを1件として計上している。

\* 介護給付費実態調査

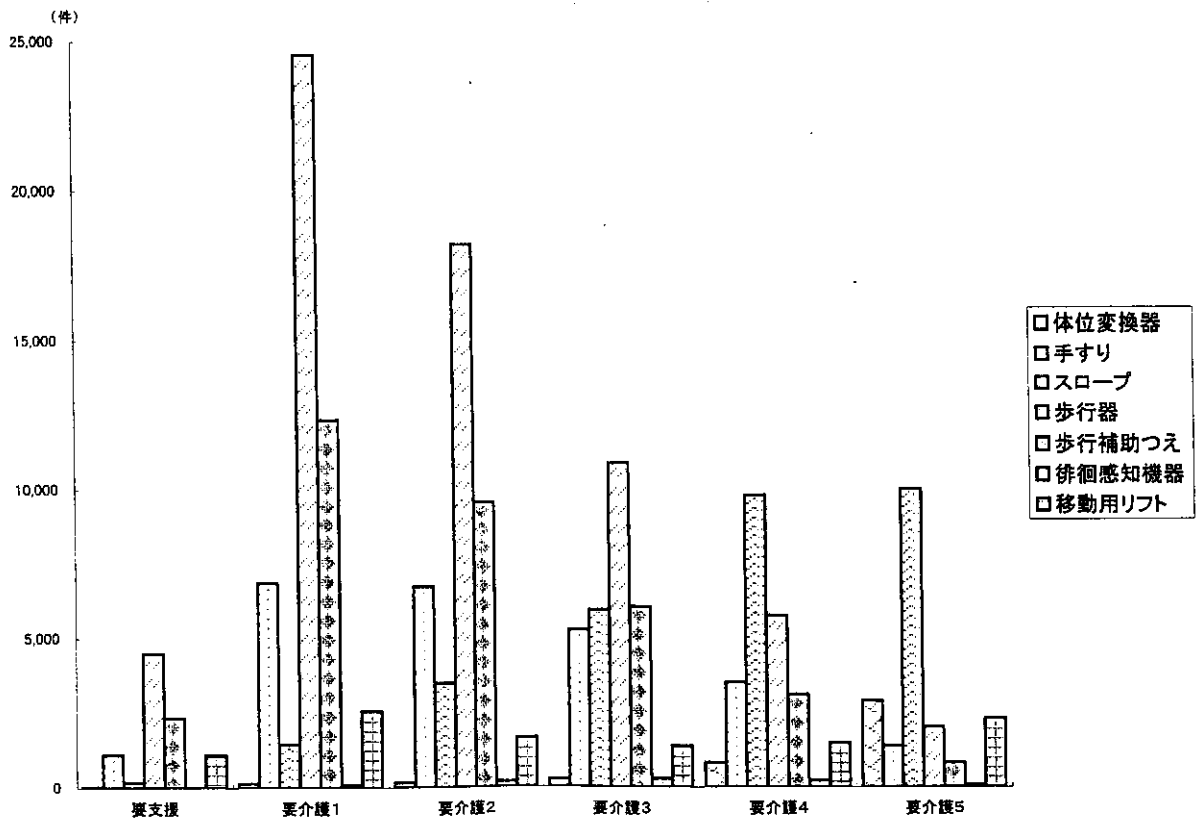
(当調査は、当該審査月に保険請求のあった介護給付費明細書等を審査対象としているため、一般的に、サービス提供月は当該審査月の前月となる。)

## 要介護度別にみた福祉用具貸与種目別利用件数

平成14年10月



平成15年4月

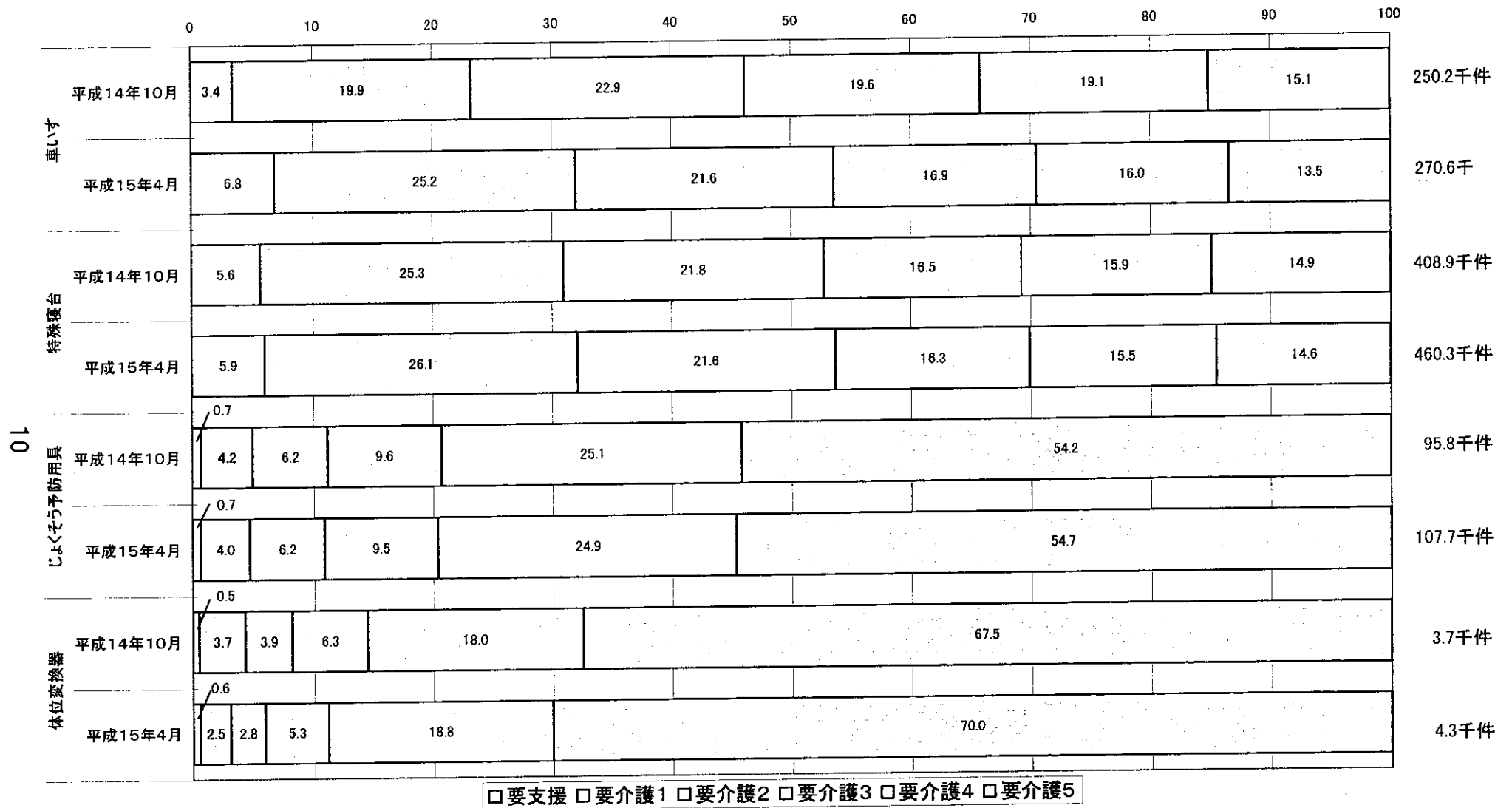


注) 同一種目に分類される用具を複数利用した場合には、それぞれを1件として計上している。

\* 介護給付費実態調査

(当調査は、当該審査月に保険請求のあった介護給付費明細書等を審査対象としているため、一般的に、サービス提供月は当該審査月の前月となる。)

# 福祉用具貸与種目別にみた要介護状態区別構成割合の推移

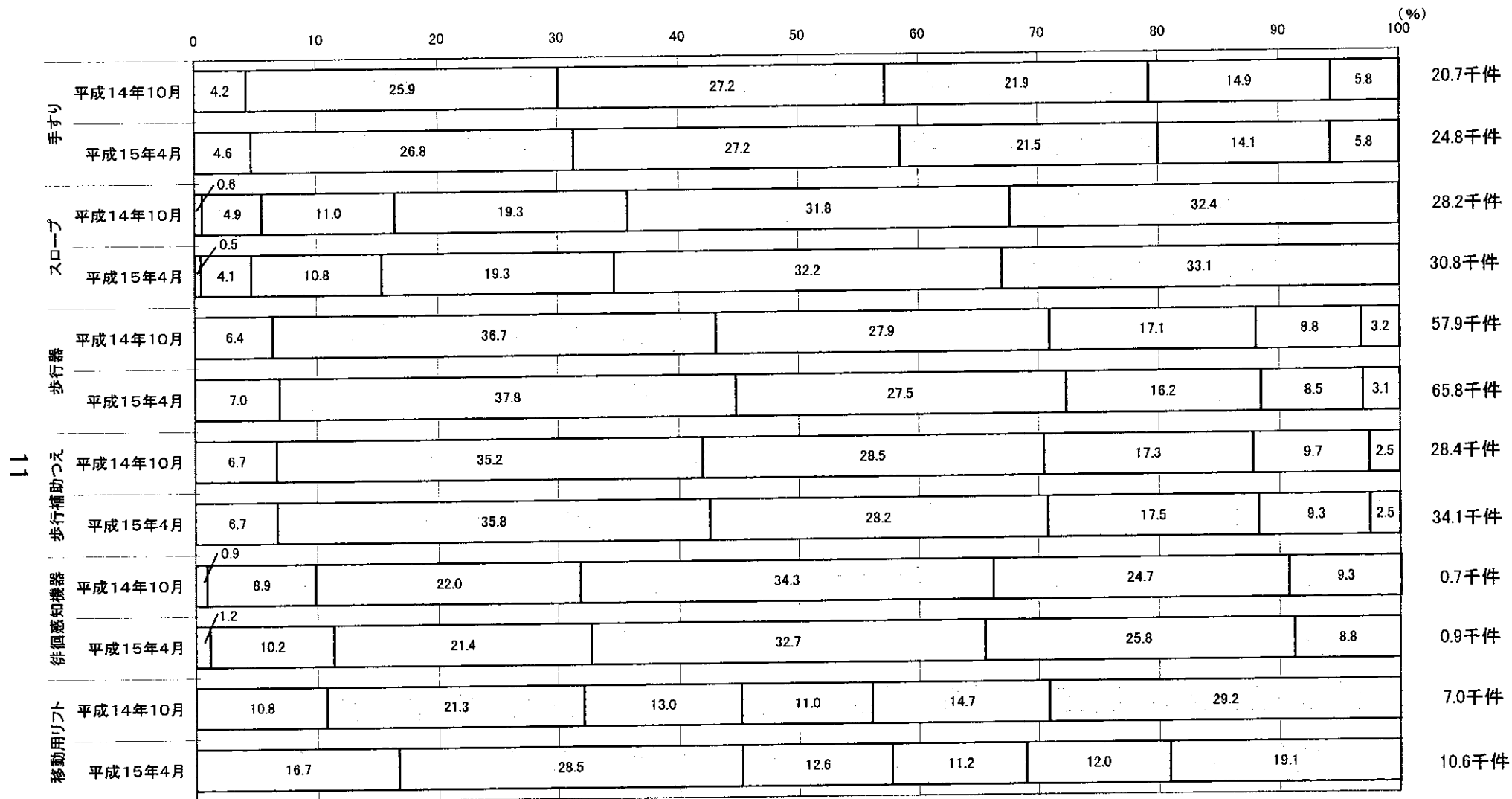


注) 同一種目に分類される用具を複数利用した場合には、それぞれを1件として計上している。

\* 介護給付費実態調査

(当調査は、当該審査月に保険請求のあった介護給付費明細書等を審査対象としているため、一般的に、サービス提供月は当該審査月の前月となる。)

# 福祉用具貸与種目別にみた要介護状態区別構成割合の推移



□要支援 □要介護1 □要介護2 □要介護3 □要介護4 □要介護5

注)同一種目に分類される用具を複数利用した場合には、それぞれを1件として計上している。

\*介護給付費実態調査

(当調査は、当該審査月に保険請求のあった介護給付費明細書等を審査対象としているため、一般的に、サービス提供月は当該審査月の前月となる。)

要介護認定者(第2号被保険者)の推移

(単位:千人)

	平成12年4月末	平成12年10月末※	平成13年4月末	平成13年10月末	平成14年4月末	平成14年10月末	平成15年4月末
合 計	71.3 [100.0%]	88.0 (23.4%) [100.0%]	91.1 (27.8%) [100.0%]	101.1 (14.9%) [100.0%]	107.2 (17.7%) [100.0%]	117.2 (15.9%) [100.0%]	122.5 (4.5%) [100.0%]
要 支 援	2.6 [3.6%]	3.4 (30.8%) [3.9%]	3.5 (34.6%) [3.8%]	4.0 (17.6%) [4.0%]	4.6 (31.4%) [4.3%]	5.5 (37.5%) [4.7%]	6.1 (10.9%) [5.0%]
要介護1	15.4 [21.6%]	20.3 (31.8%) [23.1%]	21.5 (39.6%) [23.6%]	25.2 (24.1%) [24.9%]	27.8 (29.3%) [25.9%]	31.8 (26.2%) [27.1%]	34.4 (8.2%) [28.1%]
要介護2	16.8 [23.6%]	21.5 (28.0%) [24.4%]	23.3 (38.7%) [25.6%]	26.0 (20.9%) [25.7%]	27.8 (19.3%) [25.9%]	30.1 (15.8%) [25.7%]	31.3 (4.0%) [25.6%]
要介護3	11.4 [16.0%]	14.1 (23.7%) [16.0%]	14.3 (25.4%) [15.7%]	15.3 (8.5%) [15.1%]	16.0 (11.9%) [14.9%]	17.0 (11.1%) [14.5%]	17.6 (3.5%) [14.4%]
要介護4	11.0 [15.4%]	12.9 (17.3%) [14.7%]	12.6 (14.5%) [13.8%]	13.3 (3.1%) [13.2%]	13.7 (8.7%) [12.8%]	14.2 (6.8%) [12.1%]	14.4 (1.4%) [11.8%]
要介護5	14.0 [19.6%]	16.0 (14.3%) [18.2%]	15.9 (13.6%) [17.5%]	17.3 (8.1%) [17.1%]	17.4 (9.4%) [16.2%]	18.6 (7.5%) [15.9%]	18.8 (1.1%) [15.3%]

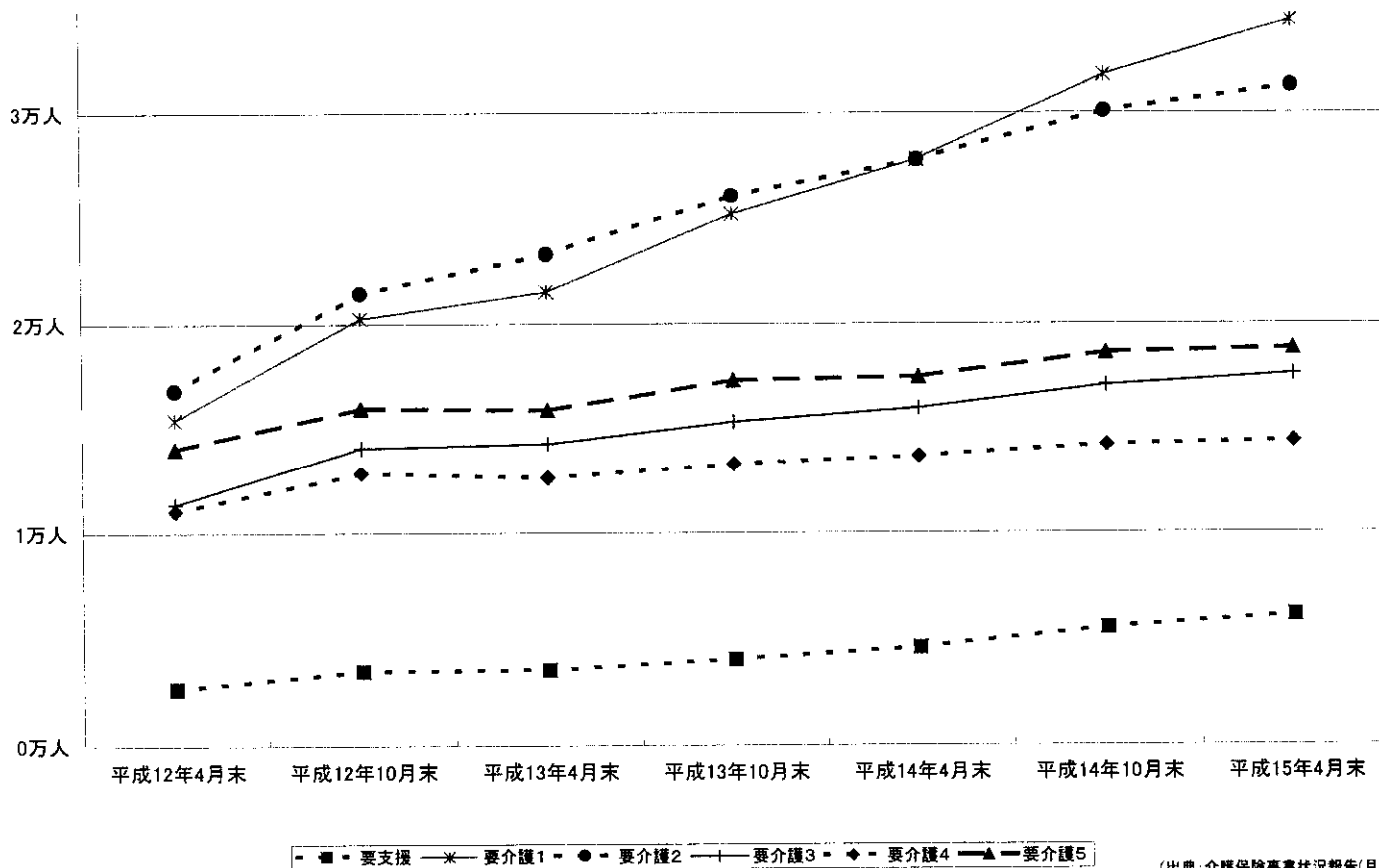
(出典:介護保険事業状況報告(月報))

注1: ( )内数値は、対前年同月比である。ただし、「平成12年10月末※」については平成12年4月末との比である。

注2: 要介護認定者数の下段の〔〕内の数値は、合計に対する認定者の構成比である。

要介護度別認定者数(第2号被保険者)の推移

(単位:万人)



(出典:介護保険事業状況報告(月報))

介護サービス受給者数(第2号被保険者)の推移

(単位:千人)

	平成13年4月		平成13年10月		平成14年4月		平成14年10月		平成15年3月	
在宅サービス	53.2	(100)	64.5	(121)	72.1	(136)	81.2	(153)	84.2	(158)
訪問通所受給者計	51.9	(100)	63.1	(122)	70.5	(136)	79.4	(153)	82.2	(158)
訪問介護	26.4	(100)	32.8	(124)	37.6	(142)	43.5	(165)	45.5	(172)
訪問入浴介護	3.4	(100)	3.9	(115)	4.0	(118)	4.3	(127)	4.4	(129)
訪問看護	9.0	(100)	10.5	(117)	11.2	(124)	12.2	(136)	12.4	(138)
訪問リハビリテーション	1.7	(100)	1.9	(112)	2.1	(124)	2.2	(129)	2.3	(135)
通所介護	15.1	(100)	17.0	(113)	18.0	(119)	19.1	(127)	19.6	(130)
通所リハビリテーション	11.3	(100)	14.1	(125)	16.0	(142)	18.0	(159)	18.5	(164)
福祉用具貸与	14.8	(100)	22.9	(155)	28.6	(193)	35.2	(238)	38.2	(258)
短期入所受給者計	3.2	(100)	3.9	(122)	4.5	(141)	5.0	(156)	4.9	(153)
短期入所生活介護	2.4	(100)	2.8	(117)	3.2	(133)	3.5	(146)	3.5	(146)
短期入所療養介護(老健)	0.7	(100)	1.0	(143)	1.1	(157)	1.3	(186)	1.3	(186)
短期入所療養介護(病院等)	0.1	(100)	0.2	(200)	0.2	(200)	0.3	(300)	0.3	(300)
居宅療養管理指導	4.4	(100)	5.0	(114)	5.3	(121)	5.8	(132)	5.9	(134)
痴呆対応型共同生活介護	0.1	(100)	0.2	(200)	0.3	(300)	0.4	(400)	0.5	(500)
特定施設入所者生活介護	0.1	(100)	0.1	(100)	0.2	(200)	0.2	(200)	0.3	(300)
居宅介護支援	51.5	(100)	61.3	(119)	69.0	(134)	77.4	(150)	80.7	(157)
施設サービス	10.9	(100)	11.9	(109)	12.8	(117)	13.6	(125)	13.8	(127)
介護老人福祉施設	3.5	(100)	3.7	(106)	3.7	(106)	3.6	(103)	3.7	(106)
介護老人保健施設	3.4	(100)	4.1	(121)	4.6	(135)	5.0	(147)	5.1	(150)
介護療養型医療施設	4.1	(100)	4.2	(102)	4.7	(115)	5.0	(122)	5.1	(124)
合 計	65.9	(100)	77.4	(118)	85.8	(130)	95.5	(145)	98.7	(150)

(出典:介護給付費実態調査)

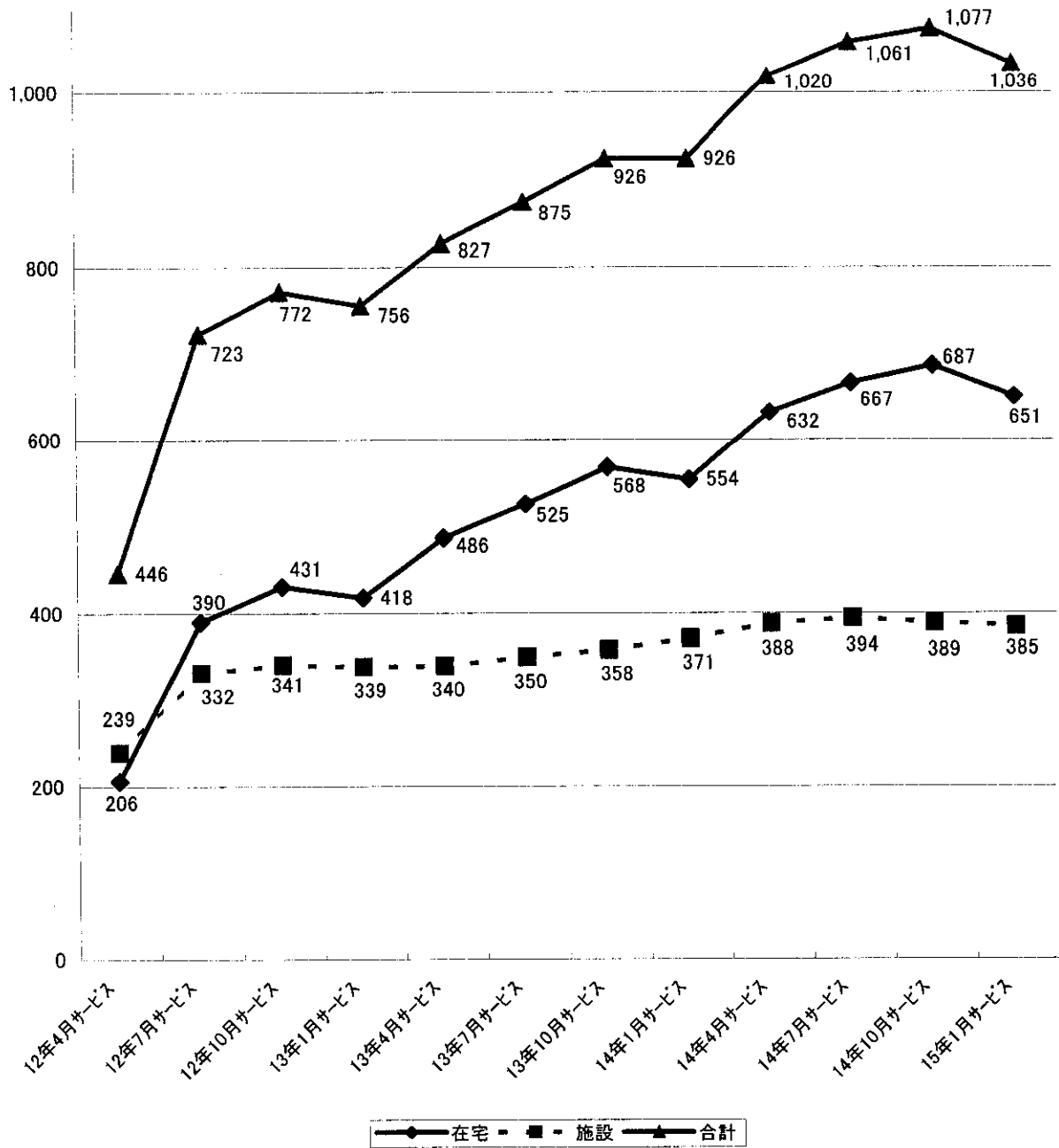
注1) 各年4月の数値は、各年の5月審査分における介護サービス利用者数である。また、平成15年3月の数値は、平成15年4月審査分における介護サービス利用者数である。

注2) ( )内数値は、平成13年4月を100とした場合の指数である。

注3) 利用者数の数値は、数種類のサービス利用者を含むため計と一致しない場合がある。

## 保険給付額の推移(第2号被保険者)

(単位:千万円)



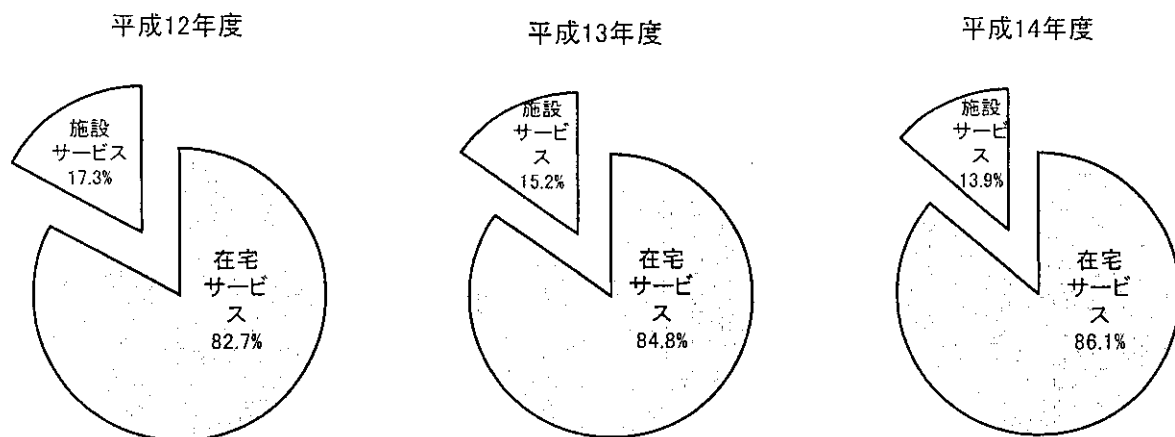
(出典:介護保険事業状況報告)

注1) 上記グラフの保険給付額は1月あたり30.4日(月によって日数が違うため)として調整を行っている。

注2) 各年度の4月サービス、7月サービス、10月サービス及び1月サービスについては、各年の介護保険事業状況報告(月報)の6月分、9月分、12月分及び3月分の数値である。



居宅・施設サービス別割合〔利用者数(1か月平均)〕(第2号被保険者)



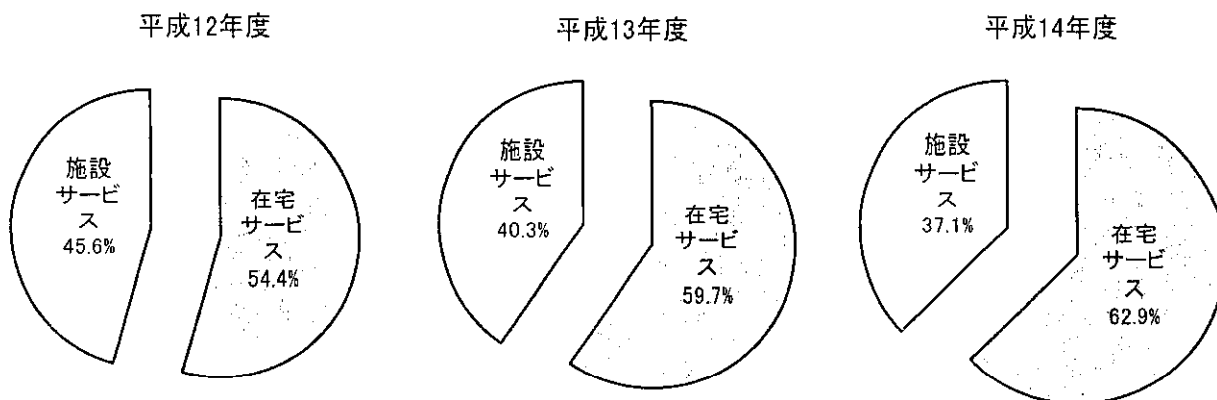
在宅サービス: 43千人  
施設サービス: 9千人

在宅サービス: 56千人  
施設サービス: 10千人

在宅サービス: 68千人  
施設サービス: 11千人

(出典:介護保険事業状況報告)

居宅・施設サービス別割合〔給付費(1か月平均)〕(第2号被保険者)



在宅サービス: 387千万円  
施設サービス: 324千万円

在宅サービス: 541千万円  
施設サービス: 364千万円

在宅サービス: 660千万円  
施設サービス: 389千万円

(出典:介護保険事業状況報告)

注1) 12年度及び13年度の1か月平均は、介護保険事業状況報告(年報)より各年度の月数(12年度は11か月、13年度は12か月)で除した数値である。

注2) 14年度の1か月平均は、介護保険事業状況報告(月報)の14年3月サービス分(14年5月分)から15年2月サービス分(15年4月分)の12か月平均の数値である。

(参考)

## 第2号被保険者の認定件数の推移(特定疾病別)

[単位:件、%]

特定疾病名	12年4月		12年10月		13年4月		13年10月		14年4月		14年10月		15年4月	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
筋萎縮性側索硬化症	104	1.6	225	1.3	192	1.3	197	1.2	210	1.3	227	1.4	146	1.4
後縦靭帯骨化症	87	1.4	213	1.3	150	1.0	162	1.0	157	1.0	165	1.0	110	1.1
骨折を伴う骨粗鬆症	61	1.0	125	0.7	124	0.8	177	1.1	179	1.1	168	1.1	129	1.3
シャイ・ドレーガー症候群	15	0.2	31	0.2	21	0.1	27	0.2	15	0.1	21	0.1	11	0.1
初老期における痴呆	297	4.6	984	5.8	866	5.8	1,023	6.4	892	5.7	930	5.8	586	5.7
脊髄小脳変性症	229	3.6	615	3.6	531	3.5	582	3.7	578	3.7	597	3.7	372	3.6
脊柱管狭窄症	82	1.3	169	1.0	176	1.2	199	1.2	255	1.6	264	1.7	163	1.6
早老症	6	0.1	12	0.1	11	0.1	21	0.1	19	0.1	17	0.1	11	0.1
糖尿病合併症	338	5.3	701	4.1	718	4.8	801	5.0	884	5.6	873	5.5	555	5.4
脳血管疾患	4,053	63.3	11,168	65.8	9,818	65.3	10,122	63.5	9,911	63.2	9,927	62.3	6,325	62.0
パーキンソン病	230	3.6	633	3.7	591	3.9	632	4.0	596	3.8	601	3.8	386	3.8
閉塞性動脈硬化症	32	0.5	53	0.3	48	0.3	61	0.4	74	0.5	77	0.5	41	0.4
慢性関節リウマチ	566	8.8	1,439	8.5	1,307	8.7	1,355	8.5	1,321	8.4	1,395	8.7	921	9.0
慢性閉塞性肺疾患	49	0.8	113	0.7	96	0.6	122	0.8	125	0.8	137	0.9	97	1.0
変形性関節症	106	1.7	270	1.6	287	1.9	328	2.1	361	2.3	431	2.7	303	3.0
特定疾病以外	150	2.3	211	1.2	103	0.7	121	0.8	116	0.7	115	0.7	47	0.5
合計	6,405	100.0	16,962	100.0	15,039	100.0	15,930	100.0	15,693	100.0	15,945	100.0	10,203	100.0

注1) 件数は、第2号被保険者の認定(新規及び更新)件数である。

(出典:老健局老人保健課調)

注2) 15年4月分においては、未報告の保険者があるため、件数が少なくなっている。

介護保険部会意見書 1

2003年9月12日

NPO 法人湘南ふくしネットワークオンブズマン

小川 泰子

1. 第2回の会議で、ケアマネジャーはじめ介護の現場に携わるものの労働環境について発言いただいたが、今回 NPO 法人神奈川介護支援専門員協会が実施しているケアマネジャーの実態調査の初期集計結果を入手したので、一部を報告する。

- (1) 国が示した、ケアマネジャーの専任職員が担当できる利用者件数は50件とされているが、調査結果からは、50件以上が36%を超えている。しかも介護報酬が増額された4月以降も事業所は赤字と聞いているが、どう考えるか？
- (2) 調査結果から、残業・休日出勤の両方ともせざるを得ないの回答が35.6%、残業のみ・休日出勤のみを合わせると、実に83.8%のケアマネジャーが勤務時間外を強いられている。しかも一ヶ月の残業時間は、11時間以上40時間未満が36%、休日出勤は1~2日が24%、3~6日が10%、最も多いもので残業100時間以上、休日出勤9日である。
- (3) ケアマネジメント業務に関する達成状況は、①「利用者宅の毎月の訪問」が全て出来ていると回答したのが72.6%②「サービス計画を全て作成」が59%、その他の支援内容でも十分な達成結果は見えない。
- (4) 多くのケアマネジャーは、運営基準に沿った支援を行うべく、時間外勤務・休日出勤をし、やっと利用者支援を行っている。そして努力しても運営基準で行うとされているケアマネジメントは十分に出来ていない状況である。
- (5) こうした状況下にあることは、「ケアマネジャーの力量不足」の問題ではなく、質の高い仕事をしたくても出来ない労働環境に問題がある。残業・休日出勤を当たり前とし、それでも十分なケアマネジメントが出来ない、しかも赤字経営であるのではケアマネジャーの質は向上しない。
- (6) 神奈川介護支援専門員協会の今回の調査結果最終は11月予定。

2. さらに、日本生協連合会がアンケート調査した結果も、①利用者主体のサービスの質の確保②介護保険外のサービス提供の環境整備③制度施行後、特に報酬改定後の情報提供のあり方④福祉業務に携わる人材育成環境の問題等の要望が出されている。

決して財源に合わせてサービスが調整されるのではなく、必要なサービスが必要な人が使えるようにすることが重要である。

3. また、介護保険制度下のサービス対象として移動サービスと食事（配食）サービスが、それを必要とする人たちに提供できるように強化しなければ、今のような状況下ではサービス事業として安定しない。今後の会議で十分な議論を求める。

以上